

第7次地域保健医療計画（後期）及び第8期介護保険事業（支援）計画における在宅医療・介護サービス等の追加的需要へ対応するサービス見込み量の調整について

1 概要

- ・ 地域医療構想に基づく病床の機能分化・連携に伴い、慢性期の入院患者の受け皿として在宅医療や介護施設等の追加的需要が発生
- ・ 埼玉県における「2025年の療養病床からの追加的需要」は7,204人であり、この人数から介護医療院で見込む分を差し引いたものを在宅医療と介護施設等で対応

2 第7期介護保険事業（支援）計画策定時の追加的需要の割合

- ・ 第7期計画（平成30年度～令和2年度）のサービス見込み量を試算するに当たり、在宅医療と介護施設の分担割合は、国から示された複数の推計方法を検討した結果、「患者調査（平成26年度）」で判明した以下の割合を使用した。

（「医療療養病床から退院する患者の退院先の状況」における介護施設の割合（3.2））

⇒ 在宅医療と介護施設の割合 1 : 3

3 第8期介護保険事業（支援）計画における追加的需要の割合

- ・ 第8期計画（令和3年度～5年度）における追加的需要に係る介護サービス見込み量の推計について、介護医療院への転換意向の結果を踏まえた上で、直近の「患者調査（平成29年度）」で判明した以下の割合を設定する。
- （「医療療養病床から退院する患者の退院先の状況」における介護施設の割合（3.785））

⇒ 在宅医療と介護施設の割合 1 : 4

【参考】

- ・ 国が令和2年4月15日に参考として示した国保データ（KDB）と比較したところ、患者調査との誤差はほとんどない。
（療養病床から退院した患者の退院後の在宅医療・介護施設の割合：6か月後 3.682、12か月後 3.785）
- ・ 令和3年度に予定されている医療計画の中間見直しに係る在宅医療の必要量に反映